

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	H30. 5. 10	H30. 5. 11	〇〇党〇〇支部 政治団体解散届	1	1														東京都情報公開条例第7条第4号に該当解散届の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
2	H30. 5. 9	H30. 5. 15	〇〇（政治団体）の設立届、規約及び該当の届出書類の写し	18	1					1	1							東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人の住所等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課	
3	H30. 5. 2	H30. 5. 16	平成29年7月2日執行東京都議会議員選挙の収支報告書（当選者全員分・領収書含む。）	6,222	1					1	1							東京都情報公開条例第7条第2号に該当領収書等の口座番号等は個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当収支報告書及び領収書等の印影については偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課	
4	H30. 5. 14	H30. 5. 28	平成30年（〇〇）第〇号裁決取消請求事件の答弁書など東京高裁に提出した書類の控え	0				1										東京都情報公開条例第7条第2号 公文書の件名に記載された事件番号の事件の有無を明らかにすることになり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	選挙管理委員会事務局 選挙課	
5	H30. 5. 14	H30. 5. 28	平成29年11月12日執行葛飾区議会議員選挙の当選の効力に関する訴訟 答弁書	13	1					1	1							東京都情報公開条例第7条第2号 ○特定の個人の住所、氏名、氏名を類推する記載 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、非開示とする。 ○事件番号、判決日、判例集の掲載情報、得票数、裁決書と照合することにより特定の個人を識別できる記載 個人に関する情報で他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課	
6	H30. 5. 15	H30. 5. 28	平成29年11月12日執行葛飾区議会議員選挙の当選の効力に関する訴訟 答弁書	29	1					1	1							東京都情報公開条例第7条第2号 ○特定の個人の住所、氏名、氏名を類推する記載 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、非開示とする。 ○事件番号、判決日、判例集の掲載情報、得票数、裁決書と照合することにより特定の個人を識別できる記載 個人に関する情報で他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課	